

適合性検査証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET6042-91015-1001

2. 交付年月日：平成25年8月1日

3. 有効年月日：平成30年7月31日

4. 申込者名

住 所：茨城県筑西市林73-2

氏名又は名称：有限会社 ことぶき

5. 特定電気用品名：電気ポンプ

6. 型式の区分：別紙のとおり

7. 製造工場名

住 所：茨城県筑西市林73-2

氏名又は名称：有限会社 ことぶき 茨城・林工場

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令第1項
別表第八1及び2（49）

9. 適合性検査の方法：

- 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める方法
- 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法

10. 注意事項

- 1) この適合性検査証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
- 2) この適合性検査証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてののみ有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康久
東京都渋谷区代々木5-14-12

適合性検査証明書別紙

型式の区分

要素	区分
相	(1) 単相のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの
定格消費電力	(1) 40W以下のもの
ポンプの種類	(4) その他のもの
定格周波数	(1) 50Hzのもの
	(2) 60Hzのもの
定格時間	(2) 連続定格のもの
駆動の方式	(1) 電動式のもの
電動機の種類	(5) 整流子電動機のもの
電動機の極	(1) 2極のもの
電動機又は電磁振動器の巻線の絶縁の種類	(2) E種のもの
器体スイッチ（主回路を開閉するものの場合に限り、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(2) ないもの
器体スイッチの操作の方式	—
器体スイッチの接点の材料	—
圧カスイッチ	(2) ないもの
圧カスイッチの接点の材料	—
電気ポンプの用途	(2) その他のもの
使用場所	(2) 水中のもの以外のもので屋外のもの
	(3) 水中のもの以外のもので屋内のもの
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
漏電遮断器	(1) あるもの
二重絶縁	(2) 施していないもの